

MS 借換ローン

平成30年5月1日現在

商品名	MS 借換ローン
ご利用いただける方	本商品により完済するカードローン契約者本人〔親族（配偶者・親・子）による肩代わり契約も対象に含む〕で下記に該当する方 ・申込時の年齢が満20歳以上、満65歳以下でMSカードローンを利用している方 ・MSカードローンの延滞が3ヶ月以内であり、借換により正常返済が見込まれる方 ・MSカードローンが年齢により更新不可となり一括返済が困難な方 ・三菱UFJニコス株式会社の保証が得られる方
資金使途	・MSカードローンの借換資金 ・三菱UFJニコス株式会社保証付証書貸付がある場合は、カードローン残高に証書貸付を含めての借換は可能です ※証書貸付のみの借換はできません
ご融資限度額	300万円以内（1万円単位） ① 対象ローンの融資元金残高 ② 最終返済日以降の貸越利息 上記①と②の合計額を限度とします ※1万円未満は切り捨てとします ※延滞損害金は含みません
ご利用期間	6ヶ月以上 10年以内 ※100万円未満は原則7年を上限とします
ご融資利率	年14.5%（保証料込）
ご返済方法	① 毎月元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置はありません
保証人・担保	原則として不要です 但し、三菱UFJニコス株式会社の判断により連帯保証人が必要となる場合があります

MS 借換ローン

苦情処理措置
紛争解決措置

- ・ 苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置
熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。